

議案第 3 4 号

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 2 2 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改め、
同号ただし書中「1 万 4, 2 0 0 円」を「1 万 4, 5 0 0 円」に改め、
同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「1 人につ
き 2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「3 3 3 円」を「3 8 3 円を、第 3
号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につ
き 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「(以下この項において「特定期間」
という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「1 2, 5 0 0 円」を「1 2, 9 0 0 円」に、「1 3, 3 5 0
円」を「1 3, 7 0 0 円」に、「1 4, 2 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」
に、「1 0, 8 0 0 円」を「1 1, 3 0 0 円」に、「1 1, 6 5 0 円」
を「1 2, 1 0 0 円」に、「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に、
「9, 9 5 0 円」を「1 0, 5 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊谷市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例
の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に
支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害
補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）につ
いて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償
年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間
に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、損害補償の補償基礎額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。